

公益法人会計基準に関する実務指針

平成17年6月13日

日本公認会計士協会

目 次

新会計基準への移行時の留意事項	1
1. 減価償却を実施していなかった場合の取扱い	1
2. 有価証券の評価とその会計処理	1
3. 退職給付会計とその会計処理	11
新会計基準に関する留意事項	12
1. 経常増減と経常外増減の内容とその区分	12
2. 補助金等の会計処理	13
3. 指定正味財産から一般正味財産に振り替える例とその会計処理	16
4. キャッシュ・フロー計算書の取扱い	21
設例による解説	23
1. 法人が適用する会計処理の原則及び手続	23
2. 科目の設定	23
3. 設立初年度の取引	23
4. 設立初年度の財務諸表の作成	29
5. 第2年度の取引	37
6. 第2年度の財務諸表の作成	46
7. キャッシュ・フロー計算書作成のための修正仕訳及び精算表	55

本報告で使用する略称は、次のとおりである。また、これ以外の使い方をする場合は、適宜略称の使い方について説明を加えている。

- ・ 新会計基準：公益法人会計基準の改正等について（平成16年10月14日 公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ）
- ・ 新会計基準注解：公益法人会計基準注解
- ・ 新会計基準の運用指針：公益法人会計基準の運用指針について（平成17年3月23日 公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ）
- ・ 指導監督基準：公益法人の設立許可及び指導監督基準（平成8年9月20日閣議決定、平成9年12月16日一部改正）
- ・ 金融商品会計に関する実務指針：会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（平成12年1月31日、最終改正平成17年2月15日）
- ・ （B/S）：貸借対照表
- ・ （指定）：正味財産増減計算書（指定正味財産増減の部）
- ・ （一般）：正味財産増減計算書（一般正味財産増減の部）
- ・ （C/F）：キャッシュ・フロー計算書

新会計基準への移行時の留意事項

1. 減価償却を実施していなかった場合の取扱い

Q1：新会計基準の運用指針の「3. 過年度分の減価償却費の取扱いについて」では、「減価償却を行っていない資産を有する公益法人においては、原則として新会計基準適用初年度に過年度分の減価償却費を計上するものとする。」「ただし、過年度分の減価償却費を一括して計上せず、新会計基準適用初年度の期首の帳簿価額を取得価額とみなし、当該適用初年度を減価償却の初年度として、以後継続的に減価償却をすることも認める。なお、この場合に適用する耐用年数は、新規に取得した場合の耐用年数から経過年数を控除した年数とするものとし、その旨を重要な会計方針として注記するものとする。」と記載されています。このただし書きを適用した場合の財務諸表に対する注記の重要な会計方針における「固定資産の減価償却の方法」欄はどのように記載すればよいか具体例を示してください。

A：新会計基準の運用指針の「3. 過年度分の減価償却費の取扱いについて」のただし書きを適用した場合の財務諸表に対する注記の重要な会計方針における「固定資産の減価償却の方法」欄の記載例としては、次のようなものが考えられる。

【固定資産の減価償却の方法】

固定資産の減価償却は、定額法によっている。

ただし、従来、減価償却を行っていなかった固定資産については、新会計基準適用初年度の期首の帳簿価額を取得価額とみなし、適用初年度から実施することとした。

この減価償却を実施するに際して、適用する耐用年数は、新規に取得した場合の耐用年数から経過年数を控除した年数によっている。

2. 有価証券の評価とその会計処理

Q2：新会計基準に記載されている満期保有目的の債券としての「満期まで所有する意思をもって保有する」とは、どのようなことをいうのでしょうか。

A：満期まで所有する意思をもって保有するとは、法人が償還期限まで所有するという積極的な意思とその能力に基づいて保有することをいう。保有期間が漠然と長期であると想定し保有期間をあらかじめ決めていない場合、又は市場金利や為替相場の変動等の将来の不確定要因の発生いかんによっては売却が予測される場合には、満期まで所有する意思があるとは認められない。また、満期までの資金繰計画等からみて、又は法律等の障害により継続的な保有が困難と判断される場合には、満期まで所有する能力があるとは認められない。

なお、満期保有目的の債券について、満期まで保有する意思は取得時点において判断すべきものであるが、新会計基準の適用前から保有する有価証券について満期保有目的の債券に分類するためには、新会計基準適用初年度の期首を取得時点とみなして、その保有目的を決定しなければならない。

Q 3 : 満期保有目的の債券の一部を満期前に売却又は保有区分の変更を行った場合、どのような処理が必要になりますか。

A : 満期保有目的の債券について、満期まで保有する意思は取得時点において判断すべきものであり、いったん、他の保有目的で取得した債券について、その後保有目的を変更して満期保有目的の債券に振り替えることは認められない。

一方、満期保有目的の債券に分類された債券につき、その一部を売買目的有価証券又はその他有価証券に振り替えたり、償還期限前に売却を行った場合には、満期保有目的の債券に分類された残りすべての債券について、保有目的の変更があったものとして売買目的有価証券又はその他有価証券に振り替えなければならない。さらに保有目的の変更を行った事業年度を含む二事業年度においては、取得した債券を満期保有目的の債券に分類することはできないものとする。

ただし、一部の債券について、以下のような状況が生じた場合又は生ずると合理的に見込まれる場合には、当該債券を保有し続けることによる損失又は不利益を回避するため、一部の満期保有目的の債券を他の保有目的区分に振り替えたり、償還期限前に売却しても、残りの満期保有目的の債券について、満期まで保有する意思を変更したものとしない。したがって、これらの債券を売買目的有価証券又はその他有価証券へ振り替える必要はない（金融商品会計に関する実務指針第83項）。

- (1) 債券の発行者の信用状態の著しい悪化
- (2) 税法上の優遇措置の廃止
- (3) 重要な合併又は事業譲渡に伴うポートフォリオの変更
- (4) 法令の改正又は規制の廃止
- (5) 監督官庁の規制・指導
- (6) 自己資本比率等を算定する上で使用するリスクウェイトの変更
- (7) その他、予期できなかった売却又は保有目的の変更をせざるを得ない、保有者に起因しない事象の発生

また、以下の状況において売却した場合には、売却価額が満期償還金額とほぼ同額となるため、満期の到来に基づく償還とすることができる（金融商品会計に関する実務指針第282項）。

- (1) 債券の売却が満期日に極めて近い時点で行われていること
- (2) 割賦償還等により取得時の元本のうちの大部分が償還された銘柄について、残りの債券を売却すること

なお、公益法人においては上記に規定する「売買目的有価証券又はその他有価証券」は、「満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券」となる。

Q 4 : 新会計基準に記載されている「子会社株式及び関連会社株式」は、どのような株式をいうのでしょうか。

A : 「子会社株式及び関連会社株式」は、当該公益法人の子会社及び関連会社に該当する会社の株式である。

このうち子会社は、指導監督基準「6. 株式の保有等」に記載されている公益法人が営利企業の全株式の2分の1を超える株式の保有を行っている場合の当該営利企

業等をいう。

また、関連会社は、公益法人が営利企業の全株式の20%以上50%以下を保有している場合の当該営利企業等をいう。

なお、指導監督基準に定められている株式の保有等の制限については、新会計基準導入後も変わりがないことに留意する。

Q5：外貨建有価証券の決算時の会計処理について教えてください。

A：新会計基準注解（注6）によれば、外貨建有価証券は、子会社株式及び関連会社株式を除き、決算時の為替相場による円換算額を付し、決算時における換算によって生じた換算差額は、原則として、当期の為替差損益として処理することになっている。より具体的な処理は「外貨建取引等会計処理基準」及び「外貨建取引等会計処理基準注解」（昭和54年6月26日、最終改正平成11年10月22日 企業会計審議会）並びに会計制度委員会報告第4号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」（平成8年9月3日、最終改正平成15年9月22日）によることになるが、決算時の主な処理は次のようになる。

- (1) 満期保有目的の外貨建債券については、決算時の為替相場による円換算額を付する（外貨建債券について償却原価法を適用する場合における償却額は、外国通貨による償却額を期中平均相場により円換算した額による。）
- (2) 満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、外国通貨による時価を決算時の為替相場により円換算した額を付する。
- (3) 外貨建有価証券について時価の著しい下落又は実質価額の著しい低下により評価額の引下げが求められる場合には、当該外貨建有価証券の時価又は実質価額は、外国通貨による時価又は実質価額を決算時の為替相場により円換算した額による。
- (4) 決算時における換算によって生じた換算差額は、原則として、当期の為替差損益として処理することになっているが、公益法人が所有する外貨建有価証券に係る換算差額は為替差損益として別掲せず、評価損益に含めて処理することができる。
- (5) 一般正味財産として保有する外貨建有価証券の換算差額については、時価法を適用する場合の評価損益に含まれる換算差額は「経常増減の部」に、原価法を適用する場合の減損処理による評価損に含まれる換算差額は「経常外増減の部」に計上される。ただし、時価法を適用する場合であっても、減損処理の対象となるような時価の著しい下落があった場合には、「経常外増減の部」に計上されることもある（Q10参照）。
- (6) 指定正味財産として保有する外貨建有価証券の換算差額については、時価法を適用する場合の評価損益に含まれる換算差額は「指定正味財産増減の部」に、原価法を適用する場合の減損処理による評価損（時価法を適用する場合であっても、減損処理の対象となるような時価の著しい下落があった場合の評価損も含む。）に含まれる換算差額については「一般正味財産増減の部」に計上される（Q20参照）。

Q 6 : 満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、時価をもって貸借対照表価額とするものとされていますが、市場価格とはどのようなものをいうのでしょうか。

A : 市場価格とは、売買が行われている市場において有価証券の売却により入手できる現金の額又は取得のために支払う現金の額をいい、具体的には、以下の公表されている取引価格を市場価格とする。なお、有価証券に付すべき市場価格は毎期同一の方法によって入手し、評価の精度をより高める場合を除き、みだりにこれを変更してはならない(金融商品会計に関する実務指針第48項～第52項)。

(1) 取引所に上場されている有価証券

市場価格が形成される市場として、まず取引所が挙げられるが、この取引所には国内はもとより海外のものも含まれる。有価証券が複数の取引所に上場されている場合は、当該有価証券の取引が最も活発に行われている取引所のものとする。

(2) 店頭において取引されている有価証券

店頭において取引されている有価証券の市場価格は、公正な価格を提供するため複数の店頭市場の情報を集計し、提供することを目的として組織化された業界団体(例えば、日本証券業協会)が公表する価格とする。ただし、業界団体が公表する価格の入手が困難か又はそれが無い場合には、ブローカー(有価証券の売買を仲介したり、場合によっては自己が買手又は売手となって店頭での売買を成立させる業者で、証券会社や銀行が代表的なものである。)の店頭において成立する価格(気配値を含む。)とすることもできる。

有価証券の種類により、取引所で取引が成立しているものであっても、上場されている銘柄が限られ、また、売買高も少量であるため、取引所における市場価格が有価証券の公正な評価額を示しておらず、店頭取引による価格の方が時価としてより妥当と判断される場合には、当該店頭取引による価格を用いる。

(3) 上記(1)又は(2)に準じて随時、売買・換金等が可能なシステムにより取引されている有価証券

取引所及び店頭において取引が行われていなくても、随時、売買・換金等を行うことができる取引システム(例えば、金融機関・証券会社間の市場、ディーラー間の市場、電子媒体取引市場)が流通性を確保する上で十分に整備されている場合には、そこで成立する取引価格を市場価格とする。

なお、有価証券に市場価格が存在しない場合でも、その構成部分の時価を合成することにより価額を合理的に算定することができるとき、又は類似の有価証券の市場価格に基づいて価額を合理的に算定することができるときには、市場価格のある有価証券と同様に扱うものとする。

Q7：新会計基準では、「満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、時価をもって貸借対照表価額とする。」と規定していますが、この場合の時価について説明してください。

A：「満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、時価をもって貸借対照表価額とする。」と規定している場合の時価とは、「金融商品に係る会計基準（平成11年1月22日 企業会計審議会）に定める内容と同様に公正な評価額を指し、取引を実行するために必要な知識をもつ自発的な独立第三者の当事者が取引を行うと想定した場合の取引価額をいう。有価証券に付すべき時価には、当該有価証券が市場で取引され、そこで成立している価格がある場合の「市場価格に基づく価額」と、当該有価証券に市場価格がない場合の「合理的に算定された価額」とがある。有価証券を時価評価する場合に用いられる時価は、具体的には次のようになる（金融商品会計に関する実務指針第47項、第60項～第62項）。

(1) 株式

株式に付すべき時価は市場価格とし、市場において公表されている取引価格の終値を優先適用し、終値がなければ気配値を適用する。その場合の気配値は、公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値とし、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値とする。また、当日に終値も気配値も公表されていない場合は、同日前直近において公表された終値又は気配値とする。なお、新株権利落ちのあった株式で期末に当該株式に係る新株の発行が行われていないものについては、終値に当該株式の新株の価格に相当する金額を加算した金額とする。

また、店頭登録株式については業界団体が公表する基準価格を市場価格、ブローカーの店頭及びシステム上において取引されている株式については、そこで成立している売買価格又は店頭気配値を市場価格とする。

(2) 債券

債券に付すべき時価は市場価格とし、市場価格がない場合には、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られればその価額とする。

債券の市場価格とする取引価格は、株式の取引価格に準じた終値又は気配値とする。市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額には、取引所等が公表する市場価格に基づき、利子率、残存償還期間、当該債券の発行体の信用度等を勘案して算定する理論価格方式によるもの、債券の種類ごとに類似した銘柄を選定し、業界団体が公表する売買参考統計値の利回りをを用いて算定する比準価格方式によるもの等がある。公益法人において合理的な算定が困難な場合には、それらの方法に基づき算定された価格をブローカー又は情報ベンダーから入手して利用することができる。

(3) 証券投資信託

証券投資信託に付すべき時価は市場価格とし、市場価格がない場合には市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られればその価額とする。

市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額には、証券投資信託委託会社の公表する基準価格、ブローカー又は情報ベンダーから入手する評価価格が含まれる。

Q8：資産の時価が著しく下落したときは、回復の見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならないとされていますが、有価証券の時価の著しい下落と回復可能性はどのように判定するのでしょうか。

A：新会計基準においては「資産の時価が著しく下落したときは、回復の見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならない。」とされている。したがって、有価証券に関してもこれに従った会計処理を行う必要がある。

ところで、新会計基準の運用指針では、「資産の時価が著しく下落したときとは、時価が帳簿価額から概ね50%を超えて下落している場合をいうものとする。」とされている。50%未満の時価の下落の場合については何ら規定されていないが、それが著しい下落に該当するかどうかは、各法人の判断で合理的な規準を設けて判定することができるものとする。

なお、参考までに、金融商品会計に関する実務指針では、有価証券に関し次の内容が記載されている。すなわち「著しく下落した」ときとは、個々の銘柄の有価証券の時価が取得原価に比べて50%程度又はそれ以上下落した場合には「著しく下落した」ときに該当する。この場合には、合理的な反証がない限り、時価が取得原価まで回復する見込みがあるとは認められないため、評価減を行わなければならない。また、個々の銘柄の有価証券の時価の下落率がおおむね30%未満の場合には、一般的には「著しく下落した」ときに該当しないものと考えられる。上記以外の場合、すなわち時価の下落率が30%以上50%未満の場合には、状況に応じ個々の法人において時価が「著しく下落した」と判断するための合理的な基準を設け、当該基準に基づき回復可能性の判定の対象とするかどうかを判断することになっている。

また、時価の下落について「回復する見込みがある」と認められるときとは、株式の場合、時価の下落が一時的なものであり、期末日後おおむね1年以内に時価が取得原価にほぼ近い水準にまで回復する見込みのあることを合理的な根拠をもって予測できる場合をいう。この場合の合理的な根拠は、個別銘柄ごとに、株式の取得時点、期末日、期末日後における市場価格の推移及び市場環境の動向、最高値・最安値と購入価格との乖離状況、発行会社の業況等の推移等、時価下落の内的・外的要因を総合

的に勘案して検討することが必要である。ただし、株式の時価が過去2年間にわたり著しく下落した状態にある場合や、株式の発行会社が債務超過の状態にある場合又は2期連続で損失を計上しており、翌期もそのように予想される場合には、通常は回復の見込みがあるとは認められない。他方、債券の場合は、単に一般市場金利の大幅な上昇によって時価が著しく下落した場合であっても、いずれ時価の下落が解消すると見込まれるときは、回復する可能性があるものと認められるが、格付けの著しい低下があった場合や、債券の発行会社が債務超過や連続して赤字決算の状態にある場合など、信用リスクの増大に起因して時価が著しく下落した場合には、通常は回復の見込みがあるとは認められない(金融商品会計に関する実務指針第91項、新会計基準の運用指針12)。

Q9：指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた基本財産としての満期保有目的の債券について償却原価法を適用する場合の会計処理について教えてください。
また、一般正味財産から充当された基本財産としての満期保有目的の債券についての会計処理についても教えてください。

A：償却原価法は、満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときに、当該差額を保有期間にわたって受取利息処理(加算又は減算)により期間配分する方法である。また、新会計基準注解(注9)では、「指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた有価証券を時価又は償却原価で評価する場合には、従前の帳簿価額との差額は、正味財産増減計算書上、指定正味財産増減の部に記載するものとする。」とされている。したがって、基本財産受取利息は、新会計基準「別表 財務諸表の科目」に示されているように、通常、一般正味財産増減の部に計上されることが予定されているが、指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた有価証券について償却原価法を採用する場合には、正味財産増減計算書の指定正味財産増減の部において基本財産受取利息処理(加算又は減算)を行うことを意味すると解される。

なお、一般正味財産から充当された基本財産としての満期保有目的の債券について償却原価法を適用する場合の会計処理は、正味財産増減計算書の一般正味財産増減の部において基本財産受取利息処理(加算又は減算)を行うことになる。

- (1) 指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた基本財産としての満期保有目的の債券について償却原価法を適用する場合
債券金額より低い価額で取得した場合

5年満期の新発の債券（金額1,000）を当年度期首に950で取得した場合
 ア．当年度中に、受取利息15を受け取ったときの仕訳

現金預金（B/S）	15	基本財産運用益	15
		- 基本財産受取利息（指定）	

イ．当該受取利息15を一般正味財産増減の部に振り替えたときの仕訳

一般正味財産への振替額（指定）	15	基本財産運用益	15
		- 基本財産受取利息（一般）	

ウ．当年度末に償却原価法を適用したときの仕訳

基本財産	10	基本財産運用益	10
- 投資有価証券（B/S）		- 基本財産受取利息（指定）	

$$(1,000 - 950) \times \frac{1}{5} = 10$$

債券金額より高い価額で取得した場合

5年満期の新発の債券（金額1,000）を当年度期首に1,050で取得した場合
 ア．当年度中に、受取利息35を受け取ったときの仕訳

現金預金（B/S）	35	基本財産運用益	35
		- 基本財産受取利息（指定）	

イ．当該受取利息35を一般正味財産増減の部に振り替えたときの仕訳

一般正味財産への振替額（指定）	35	基本財産運用益	35
		- 基本財産受取利息（一般）	

ウ．当年度末に償却原価法を適用したときの仕訳

基本財産運用益	10	基本財産	10
- 基本財産受取利息（指定）		- 投資有価証券（B/S）*	

$$(1000 - 1,050) \times \frac{1}{5} = 10$$

* : 「特定資産 - ○○特定資産 (B/S)」の場合には、その相手科目は「特定資産運用益 - 特定資産受取利息 (指定)」となる。

(2) 一般正味財産から充当された基本財産としての満期保有目的の債券について償却原価法を適用する場合

債券金額より低い価額で取得した場合

5年満期の新発の債券(金額1,000)を当年度期首に950で取得した場合

ア. 当年度中に、受取利息15を受け取ったときの仕訳

現金預金 (B/S)	15	基本財産運用益	15
		- 基本財産受取利息 (一般)	

イ. 当年度末に償却原価法を適用したときの仕訳

基本財産	10	基本財産運用益	10
- 投資有価証券 (B/S)		- 基本財産受取利息 (一般)	

$$(1,000 - 950) \times \frac{1}{5} = 10$$

債券金額より高い価額で取得した場合

5年満期の新発の債券(金額1,000)を当年度期首に1,050で取得した場合

ア. 当年度中に、受取利息35を受け取ったときの仕訳

現金預金 (B/S)	35	基本財産運用益	35
		- 基本財産受取利息 (一般)	

イ. 当年度末に償却原価法を適用したときの仕訳

基本財産運用益	10	基本財産	10
- 基本財産受取利息 (一般)		- 投資有価証券 (B/S) *	

$$(1,000 - 1,050) \times \frac{1}{5} = 10$$

* : 「特定資産 - ○○特定資産(B/S)」、 「その他固定資産 - 投資有価証券(B/S)」
 の場合には、その相手科目は「特定資産運用益 - 特定資産受取利息(一般)」、
 「雑収益 - 受取利息(一般)」となる。

なお、財務諸表に対する注記の「9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、
 時価及び評価損益」(新会計基準様式3-9)における帳簿価額の欄に記載する金額
 は、(1)の場合でも(2)の場合でも償却原価で評価した後の金額であることに留意する。

Q10: 一般正味財産として保有する有価証券について評価損益を計上する場合の正味財産
 増減計算書の表示区分及び科目を教えてください。

A: 新会計基準の「財務諸表の科目」では、正味財産増減計算書の「経常外増減の部」
 に「基本財産評価益」と「基本財産評価損」だけが示されている。

しかし、これは基本財産の評価損益であるために「経常外増減の部」に示されてい
 るのではなく、臨時的な項目として例示されているにすぎない。有価証券の評価損益
 は、その性格に従って「経常増減の部」又は「経常外増減の部」に計上されることにな
 る。

一般的には、時価法を適用する場合の評価損は「経常増減の部」に、原価法を適用
 する場合の減損処理による評価損は「経常外増減の部」に計上されることが考えられ
 るが、時価法を適用する場合の評価損益であっても、減損処理の対象となるような時
 価の著しい下落があった場合には、「経常外増減の部」に計上されることもある。

正味財産増減計算書の「経常増減の部」又は「経常外増減の部」に計上される科目
 は、次のように貸借対照表の科目に応じて変わることになる。

- ・ 基本財産の場合・・・基本財産評価損益
- ・ 特定資産の場合・・・特定資産評価損益
- ・ 投資有価証券の場合・・・投資有価証券評価損益
- ・ 有価証券の場合・・・有価証券評価損益

なお、有価証券の評価損益は、「雑収益 - 有価証券運用益」、「管理費 - 有価証券運
 用損」に含めることも考えられるが、事業に実際使える財源を明瞭にするため、実現
 した運用損益と区分し評価損益であることを示す科目をもって表示することが望ま
 れる。

Q11: 正味財産増減計算書に有価証券の評価損益を計上した場合、評価益と評価損は両建
 てで表示するのですか、それとも相殺表示するのですか。

A: 正味財産増減計算書に有価証券の評価損益を計上した場合には、経常増減の部(一
 般正味財産増減の部)、経常外増減の部(一般正味財産増減の部)、指定正味財産増減
 の部の各区分で「基本財産評価損益」、「特定資産評価損益」、「投資有価証券評価損益」、
 「有価証券評価損益」の科目ごとに表示し、それぞれの損益は相殺表示することにな
 る。

Q12：重要な会計方針として有価証券の評価基準及び評価方法を記載する際の注記例を教えてください。

A：財務諸表に対する注記の「1. 重要な会計方針 (1) 有価証券の評価基準及び評価方法」(新会計基準様式3-1)における記載例としては、次のようなものが考えられる。

【有価証券の評価基準及び評価方法】

1. 満期保有目的の債券・・・償却原価法(定額法)によっている。
2. 子会社株式及び関連会社株式・・・移動平均法による原価法によっている。
3. 満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券
 - (1) 時価のあるもの・・・期末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)によっている。
 - (2) 時価のないもの・・・移動平均法による原価法によっている。

3. 退職給付会計とその会計処理

Q13：退職給付会計の導入に伴う会計基準変更時差異は、どのように会計処理されるのでしょうか。

A：退職給付会計の導入に伴う会計基準変更時差異については、新会計基準の運用指針2で、「平成18年4月1日以後開始する最初の事業年度から15年以内の一定の年数にわたり定額法により費用処理するものとする。」とされている。

また、企業会計では、この会計基準変更時差異について、過年度における引当金の過不足修正額として前期損益修正の性格もあると判断され、会計基準変更時差異の費用処理期間が短期間(原則として5年以内)で、かつ、当該費用処理額に金額的重要性がある場合には、特別損益項目として計上することができるものとされた。

公益法人においても同様に、費用処理期間が短期間(原則として5年以内)で、かつ、金額的重要性がある場合には、正味財産増減計算書の「経常外増減の部」に計上することができるものと考えられる。

なお、退職給付会計の導入により退職給付引当金の金額が増大することになる公益法人もあると思われるが、退職給付の支払のために設定される退職給付引当資産は退職給付引当金と同額まで設定することを強制されるものでないことについては留意が必要である。

新会計基準に関する留意事項

1. 経常増減と経常外増減の内容とその区分

Q14: 正味財産増減計算書は、一般正味財産増減の部及び指定正味財産増減の部に分かれ、更に一般正味財産増減の部は経常増減の部と経常外増減の部に区分されることになっています。経常増減の部と経常外増減の部はどのように区分すればよいですか。また、その内容は具体的にどのようなものになりますか。

A: 新会計基準は、正味財産増減計算書の区分について、第一に「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に分かれ、更に一般正味財産増減の部を経常増減の部及び経常外増減の部に区分することを要求している（新会計基準第3 2）。

経常性の意味は、事業活動の経常性を意味している。したがって、「経常増減の部」は毎期の事業活動から経常的に生じる収益及び費用が含まれ、「経常外増減の部」は臨時的項目及び過年度修正項目に係る収益及び費用が含まれる（新会計基準注解（注12））。

(1) 経常収益の具体的内容は、目的たる事業活動を実施するための経常的財源であり、例えば次のようなものがある。

基本財産や特定資産の運用益

入会金や会費、受取寄付金、補助金等の財産の受入れ行為

事業活動収益

(2) 経常費用の具体的内容は、目的たる事業活動や事業活動に付随して生じる管理活動等のための費用であり、例えば次のようなものがある。

事業費

管理費

(3) 経常外増減は臨時的項目及び過年度修正項目であり、例えば次のようなものがある。

基本財産評価損益

固定資産売却損益

固定資産受贈益

災害損失

過年度減価償却費

なお、経常外増減に属する項目であっても、金額の僅少なもの又は毎期経常的に発生するものは、経常増減の部に記載することができる点に留意する（新会計基準注解（注12））。

Q15: 「財務諸表の科目」（新会計基準 別表）によれば、受取寄付金は経常収益となっており、固定資産受贈益（土地受贈益及び投資有価証券受贈益）は経常外収益の例とされています。まとまった金額の寄付は、毎年あるようなものではありません。その場合は、臨時的項目として経常外収益に区分するのですか。

A: 質問のように、「財務諸表の科目」（新会計基準 別表）によれば、受取寄付金は経

常収益であり、固定資産受贈益（土地受贈益及び投資有価証券受贈益）は経常外収益の例とされている。

寄付によって受け入れた資産で、寄付者等の意思によって当該資産の用途について制約が課されている場合には、指定正味財産の受入れとなるので、寄付者による制約が存在しないかあるいは重要性がない場合が一般正味財産の増加となり、「経常増減」と「経常外増減」の区分が問題となる。「経常増減」と「経常外増減」の区分は、当該取引発生の経常性及び期間帰属の妥当性が問題となり臨時的項目及び過年度損益修正は経常外増減の区分となる。「財務諸表の科目」における受取寄付金及び固定資産受贈益の区分は、財産の受入れ活動は一般に金銭によることが多く、受取寄付金は経常増減に例示され、一般正味財産の増加となる現物による寄付は少ないので、固定資産受贈益は経常外収益に例示されている。

しかしながら、経常性の概念には、取引発生の経常性の視点ばかりでなく、活動の経常性の視点も含まれている。したがって、事業計画において寄付等の受入れ活動を明らかにしている場合のように、経常的な活動として、寄付等の受入れ活動を行っている場合には、現実の寄付の受入れが数年に一回だけというような場合であっても、活動の経常性の視点から経常増減に区分されることになる点に留意する。

2. 補助金等の会計処理

Q16：国庫等から用途が制約された補助金等を受け入れた場合の会計処理について教えてください。

A：補助金等の受入れ時は指定正味財産増減の部に計上するのが原則である。事業の遂行時は一般正味財産増減の部の事業費に計上し、指定正味財産を同額だけ一般正味財産の部に振り替えることとなる。

しかしながら、実務上の煩雑さに配慮し、同一事業年度内に目的たる支出を行うことが予定されている場合には、指定正味財産増減の部に記載しないで最初から一般正味財産増減の部に記載することができる（新会計基準注解（注11）なお書きによる方法）。

< 設例 1 > A 社団法人は B 省から当年度事業費等に充当する目的で 1,000 の補助金を受け入れ、当該補助金は事業年度末までに全額支出された。

(1) 指定正味財産増減の部に記載する方法

受け入れたときの仕訳

現金預金 (B/S)	1,000	／	受取国庫補助金 (指定)	1,000
------------	-------	---	--------------	-------

事業費を支出したときの仕訳

事業費 (一般)	1,000	／	現金預金 (B/S)	1,000
----------	-------	---	------------	-------

指定正味財産増減の部から一般正味財産増減の部へ振り替えたときの仕訳

一般正味財産への振替額 (指定)	1,000	/	受取国庫補助金(一般)	1,000
---------------------	-------	---	-------------	-------

(2) 指定正味財産増減の部に記載しないで最初から一般正味財産増減の部に記載する方法

受け入れたときの仕訳

現金預金(B/S)	1,000	/	受取国庫補助金(一般)	1,000
-----------	-------	---	-------------	-------

事業費を支出したときの仕訳

事業費(一般)	1,000	/	現金預金(B/S)	1,000
---------	-------	---	-----------	-------

<設例2> A社団法人はB省から建物購入に充当する目的で5,000の補助金を受け入れ、それに自己資金5,000を加えて10,000の建物を購入した。なお、耐用年数50年、残存価額10%、定額法で減価償却するが、当期は6か月間分減価償却費を計上する。

受け入れたときの仕訳

現金預金(B/S)	5,000	/	受取国庫補助金(指定)	5,000
-----------	-------	---	-------------	-------

建物を購入したときの仕訳

建物(B/S)	10,000	/	現金預金(B/S)	10,000
---------	--------	---	-----------	--------

減価償却費を計上するときの仕訳

減価償却費(一般)	90	/	建物(B/S)	90
-----------	----	---	---------	----

$$10,000 \times (1 - 0.1) \times \frac{1}{50} \times \frac{6}{12} = 90$$

指定正味財産増減の部から一般正味財産増減の部へ振り替えたときの仕訳

一般正味財産への振替額(指定)	45	／	受取国庫補助金(一般)	45
-----------------	----	---	-------------	----

$$5,000 \times (1 - 0.1) \times \frac{1}{50} \times \frac{6}{12} = 45$$

Q17: 補助金により取得した指定正味財産たる建物が火災により焼失した場合の会計処理について教えてください。

A: 補助金等により取得した指定正味財産たる固定資産が災害等により消失した場合には、当該損失額を一般正味財産増減の部の経常外費用に計上するとともに、指定正味財産増減の部に計上されている受取補助金等のうち当該損失に対応する額を一般正味財産増減の部に振り替える。

<設例> A社団法人がB省の国庫補助金で過年度に建設した建物が火災により焼失した。焼失時の帳簿価額は2,500、それに対応する指定正味財産に計上されていた国庫補助金残高は2,000であった。

建物が焼失したときの仕訳

建物火災損失(一般)	2,500	／	建物(B/S)	2,500
------------	-------	---	---------	-------

指定正味財産増減の部から一般正味財産増減の部へ振り替えたときの仕訳

一般正味財産への振替額(指定)	2,000	／	受取国庫補助金(一般)	2,000
-----------------	-------	---	-------------	-------

Q18: 国(又は地方公共団体等)の補助金の交付業務代行を行う場合の会計処理について教えてください。

A: 国等からの補助金であっても、それが単なる交付業務の代行である場合は、実質的には預り金であり正味財産の増減には反映させない。

<設例> A社団法人は他の法人に補助金交付業務を実質的に代行する目的でB省より1,000の補助金を受け入れた。当該補助金は事業年度末までに950支出され、残額は50である。

受け入れたときの仕訳

現金預金(B/S)	1,000	／	預り補助金(B/S)	1,000
-----------	-------	---	------------	-------

支出したときの仕訳

預り補助金 (B/S) 950 / 現金預金 (B/S) 950

Q19: 「補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」及び「指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳」の記載方法について教えてください。

A: 上記Q16からQ18を例として注記は新会計基準様式3に基づく注記例を示せば、次のとおりである (Q16の設例1の(2)の方法を採用したとする。)

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

補助金等の名称	交付者	前期末 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	貸借対照表上 の記載区分
補助金						
国庫補助金	B省	-	1,000	1,000	-	-
国庫補助金	B省	-	5,000	45	4,955	指定正味財産
国庫補助金	B省	2,000	-	2,000	-	-
国庫補助金	B省	-	1,000	950	50	流動負債
合 計		2,000	7,000	3,995	5,005	

Q16<設例1>

Q16<設例2>

Q17<設例>

Q18<設例>

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

内 容	金 額
経常収益への振替額	
減価償却費計上による振替額	45
経常外収益への振替額	
建物火災損失計上による振替額	2,000
合 計	2,045

Q16<設例2>

Q17<設例>

3. 指定正味財産から一般正味財産に振り替える例とその会計処理

Q20: 用途を指定された寄付金等により取得した株式、債券及び不動産などについて、評価損が発生することにより指定正味財産が減少する場合がありますが、この場合の会計処理はどのようになるのでしょうか。

A: 指定正味財産が増減する要因には、用途を指定された補助金や寄付金等を受け入れた場合、指定の解除により指定正味財産を一般正味財産へ振り替えた場合及び指定正味財産に対応する資産の評価損益を認識する場合等がある。

そのうち、保有する株式、債券及び不動産などに評価損等が発生することにより指定正味財産が減少する場合には、具体的には次の事例が考えられる。

満期保有目的の債券に対して、償却原価法を適用した場合

満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券のうち市場価格のあるものについて時価が下落した場合

発行会社の破綻又はその他の理由により、株式の時価又は実質価額が著しく下落した場合（回復の見込みがあると認められる場合を除く。）

土地等の不動産の価額が著しく下落した場合（回復の見込みがあると認められる場合を除く。）

新会計基準では、指定正味財産に対応する資産の評価損益等の計上については、「指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた有価証券を時価又は償却原価で評価する場合には、従前の帳簿価額との差額は、正味財産増減計算書上、指定正味財産増減の部に記載するものとする。」（新会計基準注解（注9））とされている。

これは、指定正味財産として受け入れた資産の時価評価や償却原価による価額の増減は当該資産に対する指定の解除ではなく資産の評価損益等の計上にすぎず、このような場合の資産の増減額は指定正味財産増減の部に記載するものとされたものである。

一方、「次に掲げる金額は、指定正味財産の部から一般正味財産の部に振り替え、当期の振替額を正味財産増減計算書における指定正味財産増減の部及び一般正味財産増減の部に記載しなければならない。」「(3)指定正味財産に区分される寄付によって受け入れた資産が災害等により消滅した場合には、当該資産の帳簿価額」（新会計基準注解（注13））とされている。

これは、指定正味財産として受け入れた資産であるが、強制評価減の適用等のように実質的にその資産の価値が喪失するような場合には、寄付者の直接的な意図ではないにしろ、当該減少額については、実質的に指定の解除がなされたものと同様の状況であるとみなし、当該減少額を指定正味財産の部から一般正味財産の部に振り替え、当期の振替額を正味財産増減計算書における指定正味財産増減の部及び一般正味財産増減の部に記載するものとされたものである。

したがって、上記 及び の場合には、指定正味財産増減の部において評価損等を計上することになり、上記 及び の場合には、一般正味財産増減の部の経常外費用において評価損等を計上するとともに、それに対応する金額を指定正味財産増減の部から一般正味財産増減の部の経常外収益へ振り替える会計処理をすることになる。

(1) 上記 において償却額 400 が生じたときの仕訳

特定資産運用益(注)(指定)	400	/	積立資産	400
			- 投資有価証券(B/S)	

(2) 上記 において評価損 600 が生じたときの仕訳

特定資産評価損(注)(指定)	600	/	積立資産	600
			- 投資有価証券(B/S)	

(3) 上記 において評価損 800 が生じたときの仕訳

特定資産評価損(注)(一般)	800	/	積立資産 - 投資有価証券(B/S)	800
一般正味財産への振替額(指定)	800	/	受取寄付金(一般)	800

(4) 上記 において評価損1,000が生じたときの仕訳

特定資産評価損(注)(一般)	1,000	/	土地(B/S)	1,000
一般正味財産への振替額 (指定)	1,000	/	受取寄付金(一般)	1,000

(注) 当該事例は、特定資産とした場合の仕訳である。

Q21: 長期にわたる特定の事業の実施に充てることを指定された寄付金を受け入れた場合の会計処理について教えてください。

< 設例 > A 財団法人は環境保全のための助成金を10年間毎年100ずつ交付することを目的とする基金を設けるための寄付金を募集し、受入れのための特定預金を設け、その口座に1,000の寄付金を受け入れた。これを基に計画どおり事業を実施した。

寄付金を受け入れたときの仕訳

環境保全助成金基金特定預金 (B/S)	1,000	/	受取寄付金(指定)	1,000
------------------------	-------	---	-----------	-------

助成金を交付したときの仕訳

支払助成金（一般）	100	環境保全助成金基金特定預金 （B/S）	100
一般正味財産への振替額（指定）	100	受取寄付金（一般）	100

Q22: 複数年にわたる特定の事業の実施に充てることを指定された寄付金を受け入れた場合の会計処理について教えてください。

< 設例 > A財団法人は〇〇地域の希少植物保護事業を実施することを指定された寄付金1,000を受け入れ、特定預金を設け、受入年度に600の事業を行い、翌年度に400の事業を行った（寄付金額は指定正味財産として計上しなければならない）。

寄付金を受け入れたときの仕訳

現金預金（B/S）	1,000	受取寄付金（指定）	1,000
-----------	-------	-----------	-------

希少植物保護事業特定預金を設定したときの仕訳

希少植物保護事業特定預金 （B/S）	1,000	現金預金（B/S）	1,000
-----------------------	-------	-----------	-------

1年目の事業を実施したときの仕訳

事業費（一般）	600	希少植物保護事業特定預金（B/S）	600
一般正味財産への振替額（指定）	600	受取寄付金（一般）	600

2年目の事業を実施したときの仕訳

事業費（一般）	400	希少植物保護事業特定預金（B/S）	400
一般正味財産への振替額（指定）	400	受取寄付金（一般）	400

Q23: 当年度における特定の事業の実施に充てることを指定された寄付金を受け入れた場合の会計処理について教えてください。

< 設例 > A財団法人は〇〇地域の希少植物保護事業を実施することを指定された寄付金1,000を受け入れ、その年度内に事業を行った。

(1) 指定正味財産増減の部に記載する方法

寄付金を受け入れたときの仕訳

現金預金 (B/S)	1,000	／	受取寄付金 (指定)	1,000
------------	-------	---	------------	-------

事業を実施したときの仕訳

事業費 (一般)	1,000	／	現金預金 (B/S)	1,000
一般正味財産への振替額(指定)	1,000	／	受取寄付金 (一般)	1,000

(2) 指定正味財産増減の部に記載しないで最初から一般正味財産増減の部に記載する方法

寄付金を受け入れたときの仕訳

現金預金 (B/S)	1,000	／	受取寄付金 (一般)	1,000
------------	-------	---	------------	-------

事業を実施したときの仕訳

事業費 (一般)	1,000	／	現金預金 (B/S)	1,000
----------	-------	---	------------	-------

Q24：正味財産増減計算書の一般正味財産増減の部の科目である受取補助金等には、毎年度経常的に受け取る補助金等と指定正味財産から振り替えられた補助金等の両方が含まれていますが、指定正味財産からの振替額が分かるようにするにはどのようにすればよいでしょうか。

A：「財務諸表の科目」(新会計基準 別表)の「2 正味財産増減計算書に係る科目及び取扱要領」では、受取補助金等について、「事業費等に充当する目的で毎年度経常に受取るもの」及び「指定正味財産から一般正味財産への振替額を含む」とされている。

新会計基準によれば、正味財産増減計算書の一般正味財産増減の部において経常収益と経常費用及び経常外収益と経常外費用を対応表示することが有用であるという観点から、指定正味財産から一般正味財産への振替時における一般正味財産増減の部の科目は、例えば、補助金等であれば、当初より一般正味財産として受け入れた場合の科目と同じ科目(具体的には、指定正味財産として受け入れたときの科目である「受取補助金等」)を使用することとされている。

しかしながら、正味財産増減計算書の一般正味財産増減の部に表示されている「受取補助金等」のうち、指定正味財産からの振替額が分かるようにするためには、例えば、「受取補助金等振替額」又は「(大科目)受取補助金等・(中科目)指定正味財産か

らの振替額」等のその内容が分かる適当な科目を使用することが考えられる。この場合には、毎年度経常的に受け取る補助金等の「受取補助金等」と指定正味財産から振り替えられた補助金等とが、それぞれ別科目として表示されることとなる。

ただし、この場合においても、新会計基準の「様式3 財務諸表に対する注記」の11に「指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳」を表示することとされており、この注記は指定正味財産から一般正味財産増減の部の経常収益と経常外収益への振替額をその内容別に一括して把握することができるようにするためのものであるから、省略できないことに留意する。

4. キャッシュ・フロー計算書の取扱い

Q25: キャッシュ・フロー計算書の作成を必要とする大規模公益法人の規模と作成を要する事業年度について教えてください。

A: キャッシュ・フロー計算書の作成に当たり、新会計基準の運用指針の下記(1)及び(2)の取扱いに留意する。

(1) キャッシュ・フロー計算書の作成を必要とする大規模公益法人について

大規模公益法人は、キャッシュ・フロー計算書を作成しなければならない(新会計基準注解(注1))とされており、大規模公益法人とは「前事業年度の財務諸表において資産の合計額が100億円以上若しくは負債の合計額が50億円以上又は経常収益の合計額が10億円以上の公益法人とする。」と定めている(新会計基準の運用指針7)。

したがって、キャッシュ・フロー計算書を作成する必要がある公益法人は、次の、のいずれかに該当する法人である。

前事業年度末の貸借対照表の「資産」合計額が100億円以上の法人

前事業年度末の貸借対照表の「負債」合計額が50億円以上の法人

前事業年度の正味財産増減計算書の一般正味財産増減の部「経常収益」額が10億円以上の法人

なお、特別会計を有する公益法人では、前事業年度の貸借対照表総括表及び正味財産増減計算書総括表における内部取引消去後の合計額をもって、当事業年度が大規模公益法人に該当するか否かを判定する。

(2) キャッシュ・フロー計算書の作成を要する事業年度

当事業年度においてキャッシュ・フロー計算書の作成が必要となる大規模公益法人は、翌事業年度において大規模公益法人に該当しない場合でもキャッシュ・フロー計算書の作成が必要である。

つまり、大規模公益法人に該当した事業年度の翌事業年度は、大規模公益法人に該当するか否かにかかわらず、キャッシュ・フロー計算書の作成が必要となる。

例えば図に示すと次のとおりである。

	適用初年度 (注1)	適用2年目 (注2)	適用3年目 (注3)	適用4年目 (注4)
大規模公益法人	-	該当する。	該当しない。	該当しない。
キャッシュ・フロー計算書の作成の要否	作成は要請されていない。	作成を要する。	作成を要する。	作成は要請されていない。

(注1) 大規模公益法人の判断は前事業年度の財務諸表によることになっており、新会計基準適用初年度においては、新会計基準に基づいた前事業年度の財務諸表は作成されていないため、大規模公益法人の判断はできない。したがって、キャッシュ・フロー計算書の作成は新会計基準適用2年度目より作成するものとされており、新会計基準適用初年度においてはキャッシュ・フロー計算書の作成は要請されていない。

(注2) 新会計基準適用2年度目からは新会計基準に基づいた前事業年度の財務諸表が作成されているため、大規模公益法人の判断が可能であり、大規模公益法人に該当する公益法人はキャッシュ・フロー計算書を作成しなければならない。

なお、キャッシュ・フロー計算書を作成する初年度においては、前事業年度分の記載は要請されていない。

(注3) 当該事業年度においてキャッシュ・フロー計算書を作成した公益法人は、次の事業年度に限り、大規模公益法人に該当しなくてもキャッシュ・フロー計算書を作成しなければならない。

(注4) 2事業年度連続して大規模公益法人に該当しない公益法人は、キャッシュ・フロー計算書の作成は要請されていない。

設例による解説

1．法人が適用する会計処理の原則及び手続

公益法人は、日々の会計処理を行うに先立ち、法人が適用する会計処理の原則及び手続並びに設定する科目を決定しておく必要がある。適正な財務諸表を作成するため、この会計処理の原則及び手続は、新会計基準を主とする「一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準」に準拠するものでなければならない。

また、法人が適用する会計処理の原則及び手続は毎事業年度これを継続して適用し、みだりに変更することは認められない。

法人が適用する重要な会計処理の原則及び手続は、新会計基準「第4 財務諸表の注記」に記載のとおり、財務諸表の作成に関する重要な会計方針として注記を必要としている。

以下、設立初年度及び第2年度の財務諸表作成に必要な「重要な会計方針」は、次のとおりである。

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券・・・・・・償却原価法（定額法）によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

建物及び什器備品・・・・・・定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

退職給付引当金・・・・・・期末退職給与の自己都合要支給額に相当する金額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2．科目の設定

貸借対照表及び正味財産増減計算書等に係る科目について、新会計基準別表に「財務諸表の科目」として示しており、その冒頭で、「ここに示した科目は、一般的、標準的なものであり、事業の種類、規模等に応じて科目を追加又は省略することができる。なお、必要に応じて小科目を設定することが望ましい。」としている。これは、公益法人が使用する一般的・標準的な科目を示したものであり、公益法人の事業の多様性からすれば、公益法人の資産、負債及び正味財産増減の状況を明瞭に表示するため、公益法人の実情を考慮して「会計処理規程」を作成し（「公益法人会計における内部管理事項について」1）、その中で「科目表」等を設定しておく必要がある。

3．設立初年度の取引

(1) 期中取引と仕訳

基本財産として土地30,000、運用財産として現金10,000の寄付（使途に制約は

課されていない。)を受け法人を設立した。

基本財産 - 土地 (B/S)	30,000	土地受贈益 (指定)	30,000
現金 (B/S)	10,000	受取寄付金 (一般)	10,000

初年度会費として5,000 (会員数500名、年会費10)を現金で受け入れた。会費の未収分及び前受分はない。

現金 (B/S)	5,000	正会員受取会費 (一般)	5,000
----------	-------	--------------	-------

建物建設のため 銀行から6,000の長期借入れを行った。

現金 (B/S)	6,000	長期借入金 (B/S)	6,000
----------	-------	-------------	-------

建物2棟を建設し現金12,000を支払った。なお、この建物を取引の長期借入金の担保に供した。

建物 (B/S)	12,000	現金 (B/S)	12,000
----------	--------	----------	--------

事業費として助成金2,500及び旅費交通費500を現金で支払った。

事業費 - 助成金 (一般)	2,500	現金 (B/S)	3,000
事業費 - 旅費交通費 (一般)	500		

管理費として給料手当1,200のうち、源泉所得税100を預り、差引き1,100と旅費交通費800、合計1,900を現金で支払った。

管理費 - 給料手当 (一般)	1,200	現金 (B/S)	1,900
管理費 - 旅費交通費 (一般)	800	預り金 (B/S)	100

備品Aを300及び備品Bを700で購入し、代金を現金で支払った。

什器備品 (B/S)	1,000	現金 (B/S)	1,000
------------	-------	----------	-------

(2) 決算整理事項と仕訳

建物及び什器備品について、それぞれ216及び180の定額法による管理費 - 減価償却費を直接法により計上する。

管理費 - 建物減価償却費(一般)	216	／	建 物 (B/S)	216
管理費 - 什器備品減価償却費(一般)	180	／	什器備品 (B/S)	180

(注) 減価償却費の計算は、次のとおりである。

(建物)

取得時は期首、耐用年数50年による定額法

$$12,000 \times (1 - 0.1) \times \frac{1}{50} = 216$$

(什器備品)

取得時は期首、耐用年数5年による定額法

備品 A

$$300 \times (1 - 0.1) \times \frac{1}{5} = 54$$

備品 B

$$700 \times (1 - 0.1) \times \frac{1}{5} = 126$$

$$54 (\text{備品 A}) + 126 (\text{備品 B}) = 180$$

退職給付引当金に500を繰り入れる。

管理費 - 退職給付費用(一般)	500	／	退職給付引当金 (B/S)	500
------------------	-----	---	---------------	-----

(3) 期中取引の総勘定元帳への転記

現 金		基本財産 - 土地	建 物	
10,000	12,000	30,000	12,000	
5,000	3,000			
6,000	1,900			
	1,000			
什器備品		預り金	長期借入金	
1,000			100	6,000

正会員受取会費	5,000	土地受贈益	30,000	受取寄付金	10,000
事業費 - 助成金	2,500	事業費 - 旅費交通費	500	管理費 - 給料手当	1,200
管理費 - 旅費交通費	800				

(4) 合計残高試算表（決算整理仕訳記入前）の作成

上記(3)に基づき合計残高試算表を作成すると次のようになる。

合計残高試算表（設立初年度）

平成×1年4月1日から平成×2年3月31日まで

借 方		勘定科目	貸 方	
残 高	合 計		合 計	残 高
3,100	21,000	現 金	17,900	
30,000	30,000	基本財産 - 土地		
12,000	12,000	建 物		
1,000	1,000	什器備品		
		預り金	100	100
		長期借入金	6,000	6,000
		正会員受取会費	5,000	5,000
		土地受贈益	30,000	30,000
		受取寄付金	10,000	10,000
2,500	2,500	事業費 - 助成金		
500	500	事業費 - 旅費交通費		
1,200	1,200	管理費 - 給料手当		
800	800	管理費 - 旅費交通費		
51,100	69,000	合 計	69,000	51,100

(5) 精算表の作成

精算表（設立初年度）

平成×1年4月1日から平成×2年3月31日まで

科 目	残高試算表		整理記入				正味財産増減計算書				貸借対照表	
							一般正味財産増減の部		指定正味財産増減の部			
							借 方	貸 方	借 方	貸 方		
現 金	3,100									3,100		
基本財産 - 土地	30,000									30,000		
建 物	12,000				216					11,784		
什器備品	1,000				180					820		
預り金		100									100	
退職給付引当金					500						500	
長期借入金		6,000									6,000	
正会員受取会費		5,000					5,000					
土地受贈益		30,000							30,000			
受取寄付金		10,000					10,000					
事業費 - 助成金	2,500					2,500						
事業費 - 旅費交通費	500					500						
管理費 - 給料手当	1,200					1,200						
管理費 - 旅費交通費	800					800						
管理費 - 建物減価償却費				216		216						
管理費 - 什器備品減価償却費				180		180						
管理費 - 退職給付費用				500		500						
当期指定正味財産増加額								30,000			30,000	
当期一般正味財産増加額						9,104					9,104	
合 計	51,100	51,100		896	896	15,000	15,000	30,000	30,000	45,704	45,704	

(6) 決算整理事項の記入と総勘定元帳の締め切り

決算整理事項 及び の仕訳を総勘定元帳に記入し、総勘定元帳の締め切りを企業会計の英米式と同様の手順により次のように行う。

貸借対照表科目は決算時の残高を「次期繰越」として締め切る。

正味財産は、「一般正味財産」及び「指定正味財産」にそれぞれ勘定口座を区分する。

(a) 「一般正味財産勘定」は、正会員受取会費等各一般正味財産増減勘定の残高を正味財産増減計算勘定（集合勘定）に振り替え、各一般正味財産増減勘定を締め切る。

(b) 集合勘定である一般正味財産増減計算勘定の貸借の差額は当期一般正味財産増減額を示す。この当期一般正味財産増減額は貸借対照表勘定科目である「一般正味財産勘定」に振り替え、一般正味財産増減計算勘定を締め切る。

指定正味財産も上記一般正味財産増減科目と同様の手順により帳簿の締め切りを行う。

総勘定元帳で用いる略称は次のとおりである。

(次)・・・次期繰越

(一)・・・一般正味財産増減計算

(指)・・・指定正味財産増減計算

現 金		基本財産 - 土地		建 物	
10,000	12,000	30,000	(次) 30,000	12,000	216
5,000	3,000			(次) 11,784	
6,000	1,900			12,000	12,000
	1,000				
	(次) 3,100				
21,000	21,000				
什器備品		預り金		退職給付引当金	
1,000	180	(次) 100	100	(次) 500	500
	(次) 820				
1,000	1,000				
長期借入金		正会員受取会費		土地受贈益	
(次) 6,000	6,000	(一) 5,000	5,000	(指) 30,000	30,000

受取寄付金		事業費 - 助成金		事業費 - 旅費交通費	
(一)	10,000	10,000	2,500	(一)	2,500
管理費 - 給料手当		管理費 - 旅費交通費		管理費 - 建物減価償却費	
	1,200	(一)	1,200	800	(一)
管理費 - 什器備品減価償却費		管理費 - 退職給付費用		一般正味財産	
	180	(一)	180	500	(一)
				500	(一)
				(次)	9,104
				(一)	9,104 (注)
指定正味財産					
(次)	30,000	(指)	30,000	(注)	

(注) 次の増減計算勘定(集合勘定)により算出される増減額を貸借対照表科目である一般正味財産勘定及び指定正味財産勘定に振り替える。

一般正味財産増減計算			
事業費 - 助成金	2,500	正会員受取会費	5,000
事業費 - 旅費交通費	500	受取寄付金	10,000
管理費 - 給料手当	1,200		
管理費 - 退職給付費用	500		
管理費 - 旅費交通費	800		
管理費 - 建物減価償却費	216		
管理費 - 什器備品減価償却費	180		
一般正味財産	9,104		
	15,000		15,000
指定正味財産増減計算			
指定正味財産	30,000	土地受贈益	30,000

4. 設立初年度の財務諸表の作成

貸借対照表

平成×2年3月31日現在

科目	当年度	前年度	増減
資産の部			
1. 流動資産			
現金	3,100		

流動資産合計	3,100		
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
土地	30,000		
基本財産合計	30,000		
(2) その他固定資産			
建物	11,784		
什器備品	820		
その他固定資産合計	12,604		
固定資産合計	42,604		
資産合計	45,704		
負債の部			
1. 流動負債			
預り金	100		
流動負債合計	100		
2. 固定負債			
長期借入金	6,000		
退職給付引当金	500		
固定負債合計	6,500		
負債合計	6,600		
正味財産の部			
1. 指定正味財産			
受贈土地	30,000		
指定正味財産合計	30,000		
(うち基本財産への充当額)	(30,000)		
2. 一般正味財産	9,104		
正味財産合計	39,104		
負債及び正味財産合計	45,704		

(注) 設立初年度のため前年度欄及び増減欄に記載すべき金額はない。

正味財産増減計算書

平成×1年4月1日から平成×2年3月31日まで

科 目	当年度	前年度	増 減
一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			

受取会費			
正会員受取会費	5,000		
受取寄付金			
受取寄付金	10,000		
経常収益計	15,000		
(2) 経常費用			
事業費			
事業費			
助成金	2,500		
旅費交通費	500		
事業費計	3,000		
管理費			
給料手当	1,200		
退職給付費用	500		
旅費交通費	800		
建物減価償却費	216		
什器備品減価償却費	180		
管理費計	2,896		
経常費用計	5,896		
当期経常増減額	9,104		
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0		
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0		
当期経常外増減額	0		
当期一般正味財産増減額	9,104		
一般正味財産期首残高	-		
一般正味財産期末残高	9,104		
指定正味財産増減の部			
固定資産受贈益			
土地受贈益	30,000		
当期指定正味財産増減額	30,000		
指定正味財産期首残高	-		
指定正味財産期末残高	30,000		
正味財産期末残高	39,104		

(注) 設立初年度のため前年度欄及び増減欄に記載すべき金額はない。

設立初年度はキャッシュ・フロー計算書の作成は要請されていないが、参考のため作成した。

キャッシュ・フロー計算書（直接法）

平成×1年4月1日から平成×2年3月31日まで

科 目	当年度	前年度	増 減
事業活動による			
キャッシュ・フロー			
1. 事業活動収入			
会費収入			
正会員会費収入	5,000		
寄付金収入			
寄付金収入	10,000		
事業活動収入計	15,000		
2. 事業活動支出			
事業費支出			
事業費 - 助成金支出	2,500		
事業費 - 旅費交通費	500		
支出			
管理費支出			
給料手当支出	1,100		
旅費交通費支出	800		
事業活動支出計	4,900		
事業活動による			
キャッシュ・フロー	10,100		
投資活動による			
キャッシュ・フロー			
1. 投資活動収入			
投資活動収入計	0		
2. 投資活動支出			
固定資産取得支出			
建物建設支出	12,000		
什器備品購入支出	1,000		
投資活動支出計	13,000		
投資活動による			
キャッシュ・フロー	13,000		

財務活動による キャッシュ・フロー			
1. 財務活動収入			
借入金収入			
長期借入金収入	6,000		
財務活動収入計	6,000		
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0		
財務活動による キャッシュ・フロー	6,000		
現金及び現金同等物の増減額	3,100		
現金及び現金同等物の期首残高	-		
現金及び現金同等物の期末残高	3,100		

- (注) 1 資金の範囲 資金の範囲には、現金及び現金同等物を含めている。
2 重要な非資金取引 基本財産として土地30,000の寄贈を受けている。
3 設立初年度のため前年度欄及び増減欄に記載すべき金額はない。

キャッシュ・フロー計算書(間接法)

平成×1年4月1日から平成×2年3月31日まで

科 目	当年度	前年度	増 減
事業活動による キャッシュ・フロー			
1. 当期一般正味財産増減額	9,104		
2. キャッシュ・フローへの調整額			
建物減価償却費	216		
什器備品減価償却費	180		
退職給付引当金の増減額	500		
預り金の増減額	100		
小 計	996		
事業活動による キャッシュ・フロー	10,100		
投資活動による キャッシュ・フロー			
1. 投資活動収入			
投資活動収入計	0		
2. 投資活動支出			

固定資産取得支出			
建物建設支出	12,000		
什器備品購入支出	1,000		
投資活動支出計	13,000		
投資活動による キャッシュ・フロー	13,000		
財務活動による キャッシュ・フロー			
1. 財務活動収入			
借入金収入			
長期借入金収入	6,000		
財務活動収入計	6,000		
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0		
財務活動による キャッシュ・フロー	6,000		
現金及び現金同等物の増減額	3,100		
現金及び現金同等物の期首残高	-		
現金及び現金同等物の期末残高	3,100		

- (注) 1 資金の範囲 資金の範囲には、現金及び現金同等物を含めている。
2 重要な非資金取引 基本財産として土地30,000の寄贈を受けている。
3 設立初年度のため前年度欄及び増減欄に記載すべき金額はない。

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

建物及び什器備品・・・・・・定額法によっている。

(2) 引当金の計上基準

退職給付引当金・・・・・・期末退職給与の自己都合要支給額に相当する金額を計上している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
土 地	-	30,000	0	30,000
合 計	-	30,000	0	30,000

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

科 目	当期末残高	(うち指定 正味財産か らの充当額)	(うち一般 正味財産か らの充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産				
土 地	30,000	(30,000)	(0)	
合 計	30,000	(30,000)	(0)	

4. 担保に供している資産

建物 11,784 (帳簿価額) は、長期借入金 6,000の担保に供している。

5. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建 物	12,000	216	11,784
什器備品	1,000	180	820
合 計	13,000	396	12,604

財 産 目 録

平成×2年3月31日現在

科 目	金 額		
資産の部			
1. 流動資産			
現金手許有高	3,100		
流動資産合計		3,100	
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
土 地 宅地 平米	30,000		
基本財産合計	30,000		
(2) その他固定資産			
建 物 平米	11,784		
什器備品 他	820		
その他固定資産合計	12,604		
固定資産合計		42,604	
資産合計			45,704
負債の部			
1. 流動負債			
預り金 源泉所得税	100		
流動負債合計		100	
2. 固定負債			
長期借入金 銀行 支店	6,000		
退職給付引当金	500		
固定負債合計		6,500	
負債合計			6,600
正味財産			39,104

5. 第2年度の取引

(1) 期中取引と仕訳

第2年度の会費6,300（会員数630名、年会費10）と次年度会費の前受分100（会員数10名、年会費10）、合計6,400を現金で受け取った。

現金 (B/S)	6,400	正会員受取会費 (一般)	6,300
		前受会費 (B/S)	100

前年度における建物及び什器備品の減価償却相当額396を特定資産とした。

減価償却引当資産 (B/S)	396	現金 (B/S)	396
----------------	-----	----------	-----

源泉所得税の預り金100を現金で納付した。

預り金 (B/S)	100	現金 (B/S)	100
-----------	-----	----------	-----

基本財産として国債60口（額面：一口100、時価：一口105）の寄付を受けた。

基本財産 - 投資有価証券 (B/S)	6,300	投資有価証券受贈益 (指定)	6,300
---------------------	-------	----------------	-------

基本財産たる国債の利息360を現金で受け入れた。なお、事業の用に供するため一般正味財産増減の部へ振り替えた。

現金 (B/S)	360	基本財産受取利息 (指定)	360
一般正味財産への振替額 (指定)	360	基本財産受取利息 (一般)	360

長期借入金1,000及び利息10の元利合計1,010を現金で支払った。

長期借入金 (B/S)	1,000	現金 (B/S)	1,010
管理費 - 支払利息 (一般)	10		

建物一棟（取得価額6,000、帳簿価額5,892）が全焼した。

建物火災損失 (一般)	5,892	建物 (B/S)	5,892
-------------	-------	----------	-------

備品A（取得価額300、帳簿価額246）を500で売却し、代金を現金で受け取った。

現金 (B/S)	500	／	什器備品 (B/S)	246
			什器備品売却益 (一般)	254

事業費として助成金2,800及び旅費交通費700を現金で支払った。

事業費 - 助成金 (一般)	2,800	／	現金 (B/S)	3,500
事業費 - 旅費交通費 (一般)	700			

管理費として給料手当1,300のうち源泉所得税の預り金120を差引き1,180と旅費交通費900の合計2,080を現金で支払った。

管理費 - 給料手当 (一般)	1,300	／	現金 (B/S)	2,080
管理費 - 旅費交通費 (一般)	900		預り金 (B/S)	120

備品購入のための代金の一部200を現金で前払いした。

前払金 (B/S)	200	／	現金 (B/S)	200
-----------	-----	---	----------	-----

管理費として退職金100を退職給付引当金から取り崩して現金で支払った。

退職給付引当金 (B/S)	100	／	現金 (B/S)	100
---------------	-----	---	----------	-----

(2) 決算整理事項と仕訳

第2年度の未収会費200（会員数20名、年会費10）を計上する。

未収会費 (B/S)	200	／	正会員受取会費 (一般)	200
------------	-----	---	--------------	-----

事業費として助成金の未払分200を計上する。

事業費 - 助成金 (一般)	200	／	未払金 (B/S)	200
----------------	-----	---	-----------	-----

建物及び什器備品について、それぞれ108及び126の減価償却費を計上する。

管理費－建物減価償却費（一般）	108	／	建 物（B/S）	108
管理費－什器備品減価償却費（一般）	126	／	什器備品（B/S）	126

（注）減価償却費の計算は、次のとおりである。

（建物）

取得時は期首、耐用年数50年による定額法

$$6,000 \times (1 - 0.1) \times \frac{1}{50} = 108$$

（什器備品）

取得時は期首、耐用年数5年による定額法

$$700 \times (1 - 0.1) \times \frac{1}{5} = 126$$

退職給付引当金に500を繰り入れる。

管理費 - 退職給付費用（一般）	500	／	退職給付引当金（B/S）	500
------------------	-----	---	--------------	-----

基本財産としての投資有価証券について、償却原価法を適用して基本財産受取利息 60を計上する。なお、当該投資有価証券（国債）の期末時価は6,400である。

基本財産受取利息（指定）	60	／	基本財産－投資有価証券（B/S）	60
--------------	----	---	------------------	----

（注）償却原価法による計算は、取得価額と債券金額との差額について、取得時から償還までの期間（5年）に応じて均等償却をする。

（国債）

$$600 \times (100 - 105) \times \frac{1}{5} = 60$$

(3) 期中取引の総勘定元帳への転記（第2年度）

総勘定元帳で用いる略称は次のとおりである。

（前）・・・前期繰越

現金		基本財産 - 土地		前払金			
(前)	3,100	396	(前)	30,000	200		
	6,400	100					
	360	1,010					
	500	3,500					
		2,080					
		200					
		100					
基本財産 - 投資有価証券		建 物		什器備品			
	6,300	(前)	11,784	5,892	(前)	820	246
減価償却引当資産		前受会費		預り金			
	396			100	(前)	100	120
長期借入金		退職給付引当金		指定正味財産			
	1,000	(前)	6,000	100	(前)	500	30,000
一般正味財産		基本財産受取利息 (一般)		基本財産受取利息 (指定)			
	(前)	9,104				360	360
正会員受取会費		事業費 - 助成金		事業費 - 旅費交通費			
	6,300	2,800		700			
管理費 - 給料手当		管理費 - 旅費交通費		管理費 - 支払利息			
	1,300	900		10			
投資有価証券受贈益		什器備品売却益		建物火災損失			
	6,300			254	5,892		
一般正味財産への振替額							
	360						

(4) 合計残高試算表（決算整理仕訳記入前）の作成

上記(3)に基づき合計残高試算表を作成すると次のようになる。

合計残高試算表（第2年度）

平成×2年4月1日から平成×3年3月31日まで

借 方		勘定科目	貸 方	
残 高	合 計		合 計	残 高
2,974	10,360	現 金	7,386	
200	200	前払金		
30,000	30,000	基本財産 - 土地		
6,300	6,300	基本財産 - 投資有価証券		
5,892	11,784	建 物	5,892	
574	820	什器備品	246	
396	396	減価償却引当資産		
		前受会費	100	100
	100	預り金	220	120
	1,000	長期借入金	6,000	5,000
	100	退職給付引当金	500	400
		指定正味財産（前期繰越）	30,000	30,000
		一般正味財産（前期繰越）	9,104	9,104
		基本財産受取利息（一般）	360	360
		基本財産受取利息（指定）	360	360
360	360	一般正味財産への振替額		
		正会員受取会費	6,300	6,300
2,800	2,800	事業費 - 助成金		
700	700	事業費 - 旅費交通費		
1,300	1,300	管理費 - 給料手当		
900	900	管理費 - 旅費交通費		
10	10	管理費 - 支払利息		
		投資有価証券受贈益	6,300	6,300
		什器備品売却益	254	254
5,892	5,892	建物火災損失		
58,298	73,022	合 計	73,022	58,298

(5) 精算表の作成

精算表（第2年度）

平成×2年4月1日から平成×3年3月31日まで

科 目	残高試算表		整理記入				正味財産増減計算書				貸借対照表	
							一般正味財産増減 の部		指定正味財産増減 の部			
							借 方	貸 方	借 方	貸 方		
現 金	2,974									2,974		
未収会費				200						200		
前払金	200									200		
基本財産 - 土地	30,000									30,000		
基本財産 - 投資有価証券	6,300					60				6,240		
建 物	5,892					108				5,784		
什器備品	574					126				448		
減価償却引当資産	396									396		
前受会費		100									100	
未払金						200					200	
預り金		120									120	
長期借入金		5,000									5,000	
退職給付引当金		400				500					900	
指定正味財産（前期繰越）		30,000									30,000	
一般正味財産（前期繰越）		9,104									9,104	
基本財産受取利息（一般）		360					360					

基本財産受取利息（指定）		360		60					300		
一般正味財産への振替額	360							360			
正会員受取会費		6,300			200		6,500				
事業費 - 助成金	2,800			200		3,000					
事業費 - 旅費交通費	700					700					
管理費 - 給料手当	1,300					1,300					
管理費 - 旅費交通費	900					900					
管理費 - 支払利息	10					10					
管理費 - 建物減価償却費				108		108					
管理費 - 什器備品減価償却費				126		126					
管理費 - 退職給付費用				500		500					
投資有価証券受贈益		6,300						6,300			
什器備品売却益		254					254				
建物火災損失	5,892					5,892					
当期一般正味財産減少額							5,422			5,422	
当期指定正味財産増加額								6,240			6,240
合計	58,298	58,298		1,194	1,194	12,536	12,536	6,600	6,600	51,664	51,664

未払金		預り金		長期借入金	
(次)	200	100	(前) 100	1,000	(前) 6,000
		(次)	120	(次)	5,000
	200		220		6,000
退職給付引当金		指定正味財産		一般正味財産	
100	(前) 500	(次) 36,240	(前) 30,000	(一) 5,422	(前) 9,104
(次) 900	500		(指) 6,240	(次) 3,682	
1,000	1,000	36,240	36,240	9,104	(一) 9,104
基本財産受取利息(指定)		基本財産受取利息(一般)		正会員受取会費	
60	360	(一) 360	360	(一) 6,500	6,300
(指) 300					200
360	360			6,500	6,500
事業費 - 助成金		事業費 - 旅費交通費		管理費 - 給料手当	
2,800	(一) 3,000	700	(一) 700	1,300	(一) 1,300
200					
3,000	3,000				
管理費 - 旅費交通費		管理費 - 支払利息		管理費 - 建物減価償却費	
900	(一) 900	10	(一) 10	108	(一) 108
管理費 - 什器備品減価償却費		管理費 - 退職給付費用		投資有価証券受贈益	
126	(一) 126	500	(一) 500	(指) 6,300	6,300
什器備品売却益		建物火災損失		一般正味財産への振替額	
(一) 254	254	5,892	(一) 5,892	360	(指) 360

一般正味財産増減計算

事業費 - 助成金	3,000	基本財産受取利息	360
事業費 - 旅費交通費	700	正会員受取会費	6,500
管理費 - 給料手当	1,300	什器備品売却益	254
管理費 - 退職給付費用	500	一般正味財産	5,422

管理費 - 旅費交通費	900	
管理費 - 建物減価償却費	108	
管理費 - 什器備品減価償却費	126	
管理費 - 支払利息	10	
建物火災損失	5,892	
	12,536	12,536

指定正味財産増減計算

一般正味財産への振替額	360	基本財産受取利息	300
指定正味財産	6,240	投資有価証券受贈益	6,300
	6,600		6,600

6. 第2年度の財務諸表の作成

貸借対照表

平成×3年3月31日現在

科 目	当年度	前年度	増 減
資産の部			
1. 流動資産			
現金	2,974	3,100	126
未収会費	200		200
前払金	200		200
流動資産合計	3,374	3,100	274
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
土地	30,000	30,000	0
投資有価証券	6,240		6,240
基本財産合計	36,240	30,000	6,240
(2) 特定資産			
減価償却引当資産	396		396
特定資産合計	396		396
(3) その他固定資産			
建物	5,784	11,784	6,000
什器備品	448	820	372
その他固定資産合計	6,232	12,604	6,372
固定資産合計	42,868	42,604	264
資産合計	46,242	45,704	538

負債の部			
1. 流動負債			
未払金	200		200
前受会費	100		100
預り金	120	100	20
流動負債合計	420	100	320
2. 固定負債			
長期借入金	5,000	6,000	1,000
退職給付引当金	900	500	400
固定負債合計	5,900	6,500	600
負債合計	6,320	6,600	280
正味財産の部			
1. 指定正味財産			
受贈土地	30,000	30,000	0
受贈投資有価証券	6,240		6,240
指定正味財産合計	36,240	30,000	6,240
(うち基本財産への充当額)	(36,240)	(30,000)	(6,240)
2. 一般正味財産	3,682	9,104	5,422
(うち特定資産への充当額)	(396)	(0)	(396)
正味財産合計	39,922	39,104	818
負債及び正味財産合計	46,242	45,704	538

正味財産増減計算書

平成×2年4月1日から平成×3年3月31日まで

科 目	当年度	前年度	増 減
一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	360		360
受取会費			
正会員受取会費	6,500	5,000	1,500
受取寄付金			
受取寄付金		10,000	10,000
経常収益計	6,860	15,000	8,140
(2) 経常費用			
事業費			
事業費			
助成金	3,000	2,500	500

旅費交通費	700	500	200
事業費計	3,700	3,000	700
管理費			
給料手当	1,300	1,200	100
退職給付費用	500	500	0
旅費交通費	900	800	100
建物減価償却費	108	216	108
什器備品減価償却費	126	180	54
支払利息	10		10
管理費計	2,944	2,896	48
経常費用計	6,644	5,896	748
当期経常増減額	216	9,104	8,888
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
什器備品売却益	254		254
経常外収益計	254	0	254
(2) 経常外費用			
建物火災損失	5,892		5,892
経常外費用計	5,892	0	5,892
当期経常外増減額	5,638	0	5,638
当期一般正味財産増減額	5,422	9,104	14,526
一般正味財産期首残高	9,104	-	9,104
一般正味財産期末残高	3,682	9,104	5,422
指定正味財産増減の部			
固定資産受贈益			
土地受贈益		30,000	30,000
投資有価証券受贈益	6,300		6,300
基本財産運用益			
基本財産受取利息	300		300
一般正味財産への振替額			
一般正味財産への振替額	360		360
当期指定正味財産増減額	6,240	30,000	23,760
指定正味財産期首残高	30,000	-	30,000
指定正味財産期末残高	36,240	30,000	6,240
正味財産期末残高	39,922	39,104	818

キャッシュ・フロー計算書（直接法）

平成×2年4月1日から平成×3年3月31日まで

科 目	当年度	前年度	増 減
事業活動による			
キャッシュ・フロー			
1．事業活動収入			
基本財産運用収入			
基本財産利息収入	360		360
会費収入			
正会員会費収入	6,400	5,000	1,400
寄付金収入			
寄付金収入		10,000	10,000
事業活動収入計	6,760	15,000	8,240
2．事業活動支出			
事業費支出			
事業費 - 助成金支出	2,800	2,500	300
事業費 - 旅費交通費支出	700	500	200
管理費支出			
給料手当支出	1,280	1,100	180
退職給付支出	100		100
旅費交通費支出	900	800	100
支払利息支出	10		10
事業活動支出計	5,790	4,900	890
事業活動による			
キャッシュ・フロー	970	10,100	9,130
投資活動による			
キャッシュ・フロー			
1．投資活動収入			
什器備品売却収入	500		500
投資活動収入計	500	0	500
2．投資活動支出			
固定資産取得支出			
建物建設支出		12,000	12,000
什器備品（前払金）購入支出	200	1,000	800
特定資産支出			
減価償却引当資産支出	396		396

投資活動支出計	596	13,000	12,404
投資活動による キャッシュ・フロー	96	13,000	12,904
財務活動による キャッシュ・フロー			
1. 財務活動収入			
借入金収入			
長期借入金収入	0	6,000	6,000
財務活動収入計	0	6,000	6,000
2. 財務活動支出			
借入金返済支出			
長期借入金返済支出	1,000		1,000
財務活動支出計	1,000	0	1,000
財務活動による キャッシュ・フロー	1,000	6,000	7,000
現金及び現金同等物の増減額	126	3,100	3,226
現金及び現金同等物の期首残高	3,100	-	3,100
現金及び現金同等物の期末残高	2,974	3,100	126

(注) 1 資金の範囲 資金の範囲には、現金及び現金同等物を含めている。

2 重要な非資金取引

- (1) 建物一棟5,892(帳簿価額)は、全焼したので建物火災損失として処理した。
(2) 基本財産として投資有価証券6,300の寄贈を受けた。

キャッシュ・フロー計算書(間接法)

平成×2年4月1日から平成×3年3月31日まで

科 目	当年度	前年度	増 減
事業活動による キャッシュ・フロー			
1. 当期一般正味財産増減額	5,422	9,104	14,526
2. キャッシュ・フローへの調整額			
建物減価償却費	108	216	108
什器備品減価償却費	126	180	54
退職給付引当金の増減額	400	500	100
未収会費の増減額	200		200
未払金の増減額	200		200
前受会費の増減額	100		100

預り金の増減額	20	100	80
建物の増減額（火災損失）	5,892		5,892
什器備品の増減額（売却益）	254		254
指定正味財産からの振替額	360		360
小 計	6,032	996	5,036
3．指定正味財産増加収入			
基本財産受取利息	360		360
指定正味財産増加収入計	360		360
事業活動による キャッシュ・フロー	970	10,100	9,130
投資活動による キャッシュ・フロー			
1．投資活動収入			
什器備品売却収入	500		500
投資活動収入計	500	0	500
2．投資活動支出			
固定資産取得支出			
建物建設支出		12,000	12,000
什器備品（前払金）購入支出	200	1,000	800
特定資産支出			
減価償却引当資産支出	396		396
投資活動支出計	596	13,000	12,404
投資活動による キャッシュ・フロー	96	13,000	12,904
財務活動による キャッシュ・フロー			
1．財務活動収入			
借入金収入			
長期借入金収入		6,000	6,000
財務活動収入計		6,000	6,000
2．財務活動支出			
借入金返済支出			
長期借入金返済支出	1,000		1,000
財務活動支出計	1,000	0	1,000
財務活動による キャッシュ・フロー	1,000	6,000	7,000

現金及び現金同等物の増減額	126	3,100	3,226
現金及び現金同等物の期首残高	3,100	-	3,100
現金及び現金同等物の期末残高	2,974	3,100	126

(注) 1 資金の範囲 資金の範囲には、現金及び現金同等物を含めている。

2 重要な非資金取引

- (1) 建物一棟5,892(帳簿価額)は、全焼したので建物火災損失として処理した。
(2) 基本財産として投資有価証券6,300の寄贈を受けた。

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券・・・償却原価法(定額法)によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

建物及び什器備品・・・定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

退職給付引当金・・・期末退職給与の自己都合要支給額に相当する金額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
土地	30,000	0	0	30,000
投資有価証券	0	6,300	60	6,240
小 計	30,000	6,300	60	36,240
特定資産				
減価償却引当資産	0	396	0	396
小 計	0	396	0	396
合 計	30,000	6,696	60	36,636

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

科 目	当期末残高	(うち指定 正味財産か らの充当額)	(うち一般 正味財産か らの充当額)	(うち負債 に対応する 額)
基本財産				
土 地	30,000	(30,000)	(0)	-
投資有価証券	6,240	(6,240)	(0)	-
小 計	36,240	(36,240)	(0)	-
特定資産				
減価償却引当資産	396	(0)	(396)	-
小 計	396	(0)	(396)	0
合 計	36,636	(36,240)	(396)	0

4. 担保に供している資産

建物 5,784 (帳簿価額) は、長期借入金 5,000の担保に供している。

5. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建 物	6,000	216	5,784
什器備品	700	252	448
合 計	6,700	468	6,232

6. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

科 目	帳簿価額	時 価	評価損益
国 債	6,240	6,400	160

7. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

内 容	金 額
経常収益への振替額	
基本財産受取利息	360
合 計	360

7. キャッシュ・フロー計算書作成のための修正仕訳及び精算表

(1) キャッシュ・フロー計算書の作成

キャッシュ・フロー計算書の作成につき、新会計基準注解(注1)で記載されている。その概要は次のとおりである。

大規模公益法人は、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録に加えて、財務諸表の一つとして、キャッシュ・フロー計算書を作成しなければならない。

当該事業年度におけるキャッシュ・フローの状況について、「事業活動によるキャッシュ・フロー」、「投資活動によるキャッシュ・フロー」及び「財務活動によるキャッシュ・フロー」に区分して記載する。

当該事業年度におけるすべての現金及び現金同等物の収入及び支出を記載しなければならない。

事業活動によるキャッシュ・フローの区分においては、直接法又は間接法のいずれかを用いてキャッシュ・フローの状況を記載しなければならない。

資金の範囲及び重要な非資金取引について注記する。

新会計基準の示す様式6-1(直接法)又は様式6-2(間接法)に準じて作成する。特別会計を設けている場合においても、当該公益法人全体に係るキャッシュ・フローの状況を表示するものとする。

(2) キャッシュ・フロー計算書と資金の範囲

上記(1)で記載のとおり、キャッシュ・フロー計算書が対象とする「資金の範囲」は現金及び現金同等物である。

現金とは、手許現金及び要求払預金をいう。要求払預金には、例えば、当座預金、普通預金、通知預金が含まれる。

現金同等物とは、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない短期投資をいう。例えば、取得日から満期日又は償還日までの期間が3か月以内の短期投資である定期預金、譲渡性預金、コマーシャル・ペーパー、売戻し条件付現先、公社債投資信託が含まれる(「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」(平成10年3月13日 企業会計審議会)及び「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準注解」(平成10年3月13日 企業会計審議会))。

(3) 事業活動によるキャッシュ・フローと直接法、間接法

上記(1)に記載のとおり、事業活動によるキャッシュ・フローの区分において、直接法又は間接法のいずれかを用いて作成する。

直接法とは、新会計基準様式6-1に示すとおり会費収入、事業収入、受取利息等の収入、事業費、管理費の支出を主要な取引ごとにそのキャッシュ・フローを総額表示する方法である。

例えば、正味財産増減計算書(一般正味財産増減の部)に計上された受託事業収益を1,000とし、受託事業収益に係る期首未収金200、期末未収金300とした場合、

キャッシュ・フロー計算書作成のため精算表上、次の修正仕訳を行う。

受託事業収益（一般）	1,000	／	未収金（B/S）	100
			受託事業収入（C/F）	900

キャッシュ・フロー計算書には、受託事業収入900が計上される。

間接法とは、新会計基準様式6 - 2に示すとおり正味財産増減計算書の当期一般正味財産増減額からスタートし、非資金項目、事業活動に係る資産及び負債の増減、指定正味財産からの振替額等の資金に係る調整（加減算）を行い、さらに補助金等の指定正味財産増加収入を加え、事業活動によるキャッシュ・フローを表示する方法である。

前述の例では、受託事業収益1,000は当期一般正味財産増減額に含まれているので、キャッシュ・フロー計算書作成のための精算表上、次の修正仕訳を行う。

未収金増加額（C/F）	100	／	未収金（B/S）	100
-------------	-----	---	----------	-----

キャッシュ・フロー計算書では、未収金増加額100がマイナス調整される。

(4) 修正仕訳

資金の範囲・・・現金及び現金同等物（この事例では現金のみ）である。

1 - 1 . 直接法（初年度）

(1) キャッシュの増減を生じない取引 の仕訳

土地受贈益（指定）	30,000	／	基本財産 - 土地（B/S）	30,000
-----------	--------	---	----------------	--------

の仕訳

建 物（B/S）	216	／	管理費 - 建物減価償却費（一般）	216
----------	-----	---	-------------------	-----

の仕訳

什器備品（B/S）	180	／	管理費 - 什器備品減価償却費（一般）	180
-----------	-----	---	---------------------	-----

の仕訳

預り金 (B/S)	100	/	管理費 - 給料手当 (一般)	100
-----------	-----	---	-----------------	-----

の仕訳

退職給付引当金 (B/S)	500	/	管理費 - 退職給付費用 (一般)	500
---------------	-----	---	-------------------	-----

(2) キャッシュの増減を生じる取引

の仕訳

建物建設支出 (C/F)	12,000	/	建物 (B/S)	12,000
--------------	--------	---	----------	--------

の仕訳

什器備品購入支出 (C/F)	1,000	/	什器備品 (B/S)	1,000
----------------	-------	---	------------	-------

の仕訳

長期借入金 (B/S)	6,000	/	長期借入金収入 (C/F)	6,000
-------------	-------	---	---------------	-------

(3) 振替

の仕訳

正会員受取会費 (一般)	5,000	/	正会員会費収入 (C/F)	5,000
--------------	-------	---	---------------	-------

の仕訳

受取寄付金 (一般)	10,000	/	寄付金収入 (C/F)	10,000
------------	--------	---	-------------	--------

の仕訳

事業費 - 助成金支出 (C/F)	2,500	/	事業費 - 助成金 (一般)	2,500
事業費 - 旅費交通費支出 (C/F)	500	/	事業費 - 旅費交通費 (一般)	500

の仕訳

管理費 - 給料手当支出(C/F)	1,100	管理費 - 給料手当(一般)	1,100
管理費 - 旅費交通費支出(C/F)	800	管理費 - 旅費交通費(一般)	800

の仕訳

現金及び現金同等物増加物(C/F)	3,100	現金(B/S)	3,100
-------------------	-------	---------	-------

(4) 相殺

の仕訳

指定正味財産(B/S)	30,000	指定正味財産増加額(指定)	30,000
-------------	--------	---------------	--------

の仕訳

一般正味財産(B/S)	9,104	一般正味財産増加額(一般)	9,104
-------------	-------	---------------	-------

直接法に基づく初年度のキャッシュ・フロー計算書作成のための精算表

直接法（初年度）
平成×1年4月1日から平成×2年3月31日まで

科 目	当 期		前 期		増 減		修正仕訳		残 高	
					借 方	貸 方	借 方	貸 方	借 方	貸 方
（貸借対照表）										
現 金	3,100				3,100				3,100	0
基本財産 - 土地	30,000				30,000				30,000	0
建 物	11,784				11,784		216	12,000	0	0
什器備品	820				820		180	1,000	0	0
預り金		100				100	100			0
長期借入金		6,000				6,000	6,000			0
退職給付引当金		500				500	500			0
指定正味財産		30,000				30,000	30,000			0
一般正味財産		9,104				9,104	9,104			0
（正味財産増減計算書）										
一般正味財産増減の部										
正会員受取会費		5,000				5,000	5,000			0
受取寄付金		10,000				10,000	10,000			0
事業費 - 助成金	2,500				2,500			2,500		0
事業費 - 旅費交通費	500				500			500		0
管理費 - 給料手当	1,200				1,200			100		0
								1,100		
管理費 - 退職給付費用	500				500			500		0
管理費 - 旅費交通費	800				800			800		0
管理費 - 建物減価償却費	216				216			216		0
管理費 - 什器備品減価償却費	180				180			180		0
当期一般正味財産増加額	9,104				9,104			9,104		0
指定正味財産増減の部										
基本財産 - 土地受贈益		30,000				30,000	30,000			
当期指定正味財産増加額	30,000				30,000			30,000		
合 計	90,704	90,704			90,704	90,704				
（キャッシュ・フロー計算書）										
事業活動によるキャッシュ・フロー										
正会員会費収入								5,000		5,000
寄付金収入								10,000		10,000
事業費 - 助成金支出							2,500		2,500	
事業費 - 旅費交通費支出							500		500	
管理費 - 給料手当支出							1,100		1,100	
管理費 - 旅費交通費支出							800		800	
投資活動によるキャッシュ・フロー										
建物建設支出							12,000		12,000	
什器備品購入支出							1,000		1,000	
財務活動によるキャッシュ・フロー										
長期借入金収入								6,000		6,000
現金及び現金同等物増加額							3,100		3,100	
合 計							112,100	112,100	21,000	21,000

（修正記入についての説明）

1. キャッシュの増減を生じない取引（ 、 、 、 、 ）
2. キャッシュの増減を生じる取引（ 、 、 ）
3. 振替（ 、 、 、 、 ）
4. 相殺（ 、 ）

1 - 2 . 間接法 (初年度)

(1) キャッシュの増減を生じない取引
の仕訳

指定正味財産 (B/S)	30,000	/	基本財産 - 土地 (B/S)	30,000
----------------	--------	---	-------------------	--------

の仕訳

建 物 (B/S)	216	/	建物減価償却費 (C/F)	216
-------------	-----	---	-----------------	-----

の仕訳

什器備品 (B/S)	180	/	什器備品減価償却費 (C/F)	180
--------------	-----	---	-------------------	-----

(2) キャッシュの増減を生ずる取引
の仕訳

建物建設支出 (C/F)	12,000	/	建 物 (B/S)	12,000
----------------	--------	---	-------------	--------

の仕訳

什器備品購入支出 (C/F)	1,000	/	什器備品 (B/S)	1,000
------------------	-------	---	--------------	-------

の仕訳

長期借入金 (B/S)	6,000	/	長期借入金収入 (C/F)	6,000
---------------	-------	---	-----------------	-------

(3) 事業活動に係る資産及び負債の増減
の仕訳

預り金 (B/S)	100	/	預り金増加額 (C/F)	100
-------------	-----	---	----------------	-----

の仕訳

退職給付引当金 (B/S)	500	/	退職給付引当金増加額 (C/F)	500
-----------------	-----	---	--------------------	-----

(4) 振替

の仕訳

一般正味財産 (B/S)	9,104	/	一般正味財産増加額 (C/F)	9,104
--------------	-------	---	-----------------	-------

の仕訳

現金及び現金同等物増加額 (C/F)	3,100	/	現金 (B/S)	3,100
--------------------	-------	---	----------	-------

間接法に基づく初年度のキャッシュ・フロー計算書作成のための精算表

間接法（初年度）

平成×1年4月1日から平成×2年3月31日まで

科目	当期		前期		増減		修正仕訳		残高	
					借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方
（貸借対照表）										
現金	3,100				3,100				3,100	0
基本財産 - 土地	30,000				30,000				30,000	0
建物	11,784				11,784		216	12,000	0	0
什器備品	820				820		180	1,000	0	0
預り金		100				100	100			0
長期借入金		6,000				6,000	6,000			0
退職給付引当金		500				500	500			0
指定正味財産		30,000				30,000	30,000			0
一般正味財産		9,104				9,104	9,104			0
合計	45,704	45,704			45,704	45,704				
（キャッシュ・フロー計算書）										
事業活動によるキャッシュ・フロー										
当期一般正味財産増加額								9,104		9,104
建物減価償却費								216		216
什器備品減価償却費								180		180
退職給付費用								500		500
預り金増加額								100		100
投資活動によるキャッシュ・フロー										
建物建設支出							12,000			12,000
什器備品購入支出							1,000			1,000
財務活動によるキャッシュ・フロー										
長期借入金収入								6,000		6,000
現金及び現金同等物増加額							3,100			3,100
合計							62,200	62,200	16,100	16,100

（修正記入についての説明）

1. キャッシュの増減を生じない取引（ 、 、 ）
2. キャッシュの増減を生じる取引（ 、 、 ）
3. 事業活動に係る資産及び負債の増減（ 、 ）
4. 振替（ 、 ）

2 - 1 直接法（第2年度）

(1) キャッシュの増減を生じない取引

の仕訳

投資有価証券受贈益（指定）	6,300	／	基本財産 - 投資有価証券（B/S）	6,300
---------------	-------	---	--------------------	-------

の仕訳

基本財産 - 投資有価証券（B/S）	60	／	基本財産受取利息（指定）	60
--------------------	----	---	--------------	----

の仕訳

建 物（B/S）	108	／	管理費 - 建物減価償却費（一般）	108
什器備品（B/S）	126	／	管理費 - 什器備品減価償却費（一般）	126

の仕訳

建 物（B/S）	5,892	／	建物火災損失（一般）	5,892
----------	-------	---	------------	-------

の仕訳

預り金（B/S）	20	／	管理費 - 給料手当（一般）	20
----------	----	---	----------------	----

(2) キャッシュの増減を生じる取引

の仕訳

正会員受取会費（一般）	6,500	／	未収会費（B/S）	200
			正会員会費収入（C/F）	6,300

の仕訳

什器備品購入支出（C/F）	200	／	前払金（B/S）	200
---------------	-----	---	----------	-----

の仕訳

減価償却引当資産支出（C/F）	396	／	減価償却引当資産（B/S）	396
-----------------	-----	---	---------------	-----

の仕訳

什器備品 (B/S)	246	／	什器備品売却収入 (C/F)	500
什器備品売却益 (一般)	254			

の仕訳

未払金 (B/S)	200	／	事業費 - 助成金 (一般)	3,000
事業費 - 助成金支出 (C/F)	2,800			

の仕訳

前受会費 (B/S)	100	／	正会員会費収入 (C/F)	100
------------	-----	---	---------------	-----

の仕訳

長期借入金返済支出 (C/F)	1,000	／	長期借入金 (B/S)	1,000
-----------------	-------	---	-------------	-------

の仕訳

退職給付引当金 (B/S)	400	／	管理費 - 退職給付費用 (一般)	500
管理費 - 退職給付支出 (C/F)	100			

(3) 振替

の仕訳

基本財産受取利息 (指定)	360	／	基本財産利息収入 (C/F)	360
---------------	-----	---	----------------	-----

の仕訳

事業費 - 旅費交通費支出 (C/F)	700	／	事業費 - 旅費交通費 (一般)	700
---------------------	-----	---	------------------	-----

の仕訳

管理費 - 給料手当支出 (C/F)	1,280	管理費 - 給料手当 (一般)	1,280
管理費 - 旅費交通費支出 (C/F)	900	管理費 - 旅費交通費 (一般)	900
管理費 - 支払利息支出 (C/F)	10	管理費 - 支払利息 (一般)	10

の仕訳

現金 (B/S)	126	現金及び現金同等物減少額 (C/F)	126
----------	-----	--------------------	-----

(4) 相殺

の仕訳

基本財産受取利息 (一般)	360	一般正味財産への振替額 (指定)	360
---------------	-----	------------------	-----

の仕訳

指定正味財産 (B/S)	6,240	指定正味財産増加額 (指定)	6,240
--------------	-------	----------------	-------

の仕訳

一般正味財産減少額 (一般)	5,422	一般正味財産 (B/S)	5,422
----------------	-------	--------------	-------

直接法に基づく第2年度のキャッシュ・フロー計算書作成のための精算表

直接法(第2年度)

平成×2年4月1日から平成×3年3月31日まで

科 目	当 期		前 期		増 減		修正仕訳		残 高	
					借 方	貸 方	借 方	貸 方	借 方	貸 方
(貸借対照表)										
現 金	2,974		3,100			126	126		0	
未収会費	200				200			200	0	
前払金	200				200			200	0	
基本財産 - 土地	30,000		30,000		0				0	
基本財産 - 投資有価証券	6,240				6,240		60	6,300	0	
減価償却引当資産	396				396			396	0	
建 物	5,784		11,784			6,000	108 5,892		0	
什器備品	448		820			372	126 246		0	
未払金		200				200	200			0
前受会費		100				100	100			0
預り金		120		100		20	20			0
長期借入金		5,000		6,000	1,000			1,000		0
退職給付引当金		900		500		400	400			0
指定正味財産		36,240		30,000		6,240	6,240			0
一般正味財産		3,682		9,104	5,422			5,422		0
(正味財産増減計算書)										
一般正味財産増減の部										
基本財産受取利息		360				360	360			0
正会員受取会費		6,500				6,500	6,500			0
什器備品売却益		254				254	254			0
事業費 - 助成金	3,000				3,000			3,000	0	
事業費 - 旅費交通費	700				700			700	0	
管理費 - 給料手当	1,300				1,300			20 1,280	0	
管理費 - 退職給付費用	500				500			500	0	
管理費 - 旅費交通費	900				900			900	0	
管理費 - 建物減価償却費	108				108			108	0	
管理費 - 什器備品減価償却費	126				126			126	0	
管理費 - 支払利息	10				10			10	0	
建物火災損失	5,892				5,892			5,892	0	
当期一般正味財産減少額		5,422				5,422	5,422		0	
指定正味財産増減の部										
投資有価証券受贈益		6,300				6,300	6,300		0	
基本財産受取利息		300				300	360	60		0
一般正味財産への振替額		360				360		360		0
当期指定正味財産増加額		6,240				6,240		6,240	0	
合 計	65,378	65,378	45,704	45,704	19,136	19,136				
(キャッシュ・フロー計算書)										
事業活動によるキャッシュ・フロー										
基本財産利息収入								360		360
正会員会費収入								6,300 100		6,400
事業費 - 助成金支出							2,800		2,800	
事業費 - 旅費交通費支出							700		700	
管理費 - 給料手当支出							1,280		1,280	
管理費 - 退職給付支出							100		100	
管理費 - 旅費交通費支出							900		900	

管理費 - 支払利息支出								10			10	
投資活動によるキャッシュ・フロー												
什器備品購入支出								200			200	
減価償却引当資産支出								396			396	
什器備品売却収入										500		500
財務活動によるキャッシュ・フロー												
長期借入金返済支出								1,000			1,000	
現金及び現金同等物減少額										126		126
合 計								40,100		40,100	7,386	7,386

(修正記入についての説明)

1. キャッシュの増減を生じない取引(、 、 、 、)
2. キャッシュの増減を生じる取引(、 、 、 、 、 、)
3. 振替(、 、)
4. 相殺(、)

2 - 2 間接法 (第2年度)

(1) キャッシュの増減を生じない取引

の仕訳

指定正味財産 (B/S)	6,240	/	基本財産 - 投資有価証券 (B/S)	6,240
--------------	-------	---	---------------------	-------

の仕訳

建 物 (B/S)	6,000	/	建物火災損失 (C/F)	5,892
			建物減価償却費 (C/F)	108

の仕訳

什器備品 (B/S)	126	/	什器備品減価償却費 (C/F)	126
------------	-----	---	-----------------	-----

(2) キャッシュの増減を生じる取引

の仕訳

什器備品購入支出 (C/F)	200	/	前 払 金 (B/S)	200
----------------	-----	---	-------------	-----

の仕訳

減価償却引当資産支出 (C/F)	396	/	減価償却引当資産 (B/S)	396
------------------	-----	---	----------------	-----

の仕訳

什器備品売却益 (C/F)	254	/	什器備品売却収入 (C/F)	500
什器備品 (B/S)	246	/		

の仕訳

長期借入金返済支出 (C/F)	1,000	/	長期借入金 (B/S)	1,000
-----------------	-------	---	-------------	-------

(3) 事業活動に係る資産及び負債の増減

の仕訳

未収会費増加額 (C/F)	200	/	未収会費 (B/S)	200
---------------	-----	---	------------	-----

の仕訳

未払金 (B/S)	200	/	未払金増加額 (C/F)	200
-----------	-----	---	--------------	-----

の仕訳

前受会費 (B/S)	100	/	前受会費増加額 (C/F)	100
------------	-----	---	---------------	-----

の仕訳

預り金 (B/S)	20	/	預り金増加額 (C/F)	20
-----------	----	---	--------------	----

の仕訳

退職給付引当金 (B/S)	400	/	退職給付引当金増加額 (C/F)	400
---------------	-----	---	------------------	-----

(4) 振替

の仕訳

一般正味財産減少額 (C/F)	5,422	/	一般正味財産 (B/S)	5,422
-----------------	-------	---	--------------	-------

の仕訳

現金 (B/S)	126	/	現金及び現金同等物減少額 (C/F)	126
----------	-----	---	--------------------	-----

の仕訳

指定正味財産からの振替額 (C/F)	360	/	基本財産利息収入 (C/F)	360
--------------------	-----	---	----------------	-----

間接法に基づく第2年度のキャッシュ・フロー計算書作成のための精算表

間接法（第2年度）

平成×2年4月1日から平成×3年3月31日まで

科 目	当 期		前 期		増 減		修正仕訳		残 高	
					借 方	貸 方	借 方	貸 方	借 方	貸 方
（貸借対照表）										
現 金	2,974		3,100			126		126		0
未収会費	200				200				200	0
前払金	200				200				200	0
基本財産 - 土地	30,000		30,000		0					0
基本財産 - 投資有価証券	6,240				6,240				6,240	0
減価償却引当資産	396				396				396	0
建 物	5,784		11,784			6,000		6,000		0
什器備品	448		820			372		126		0
								246		
未払金		200				200		200		0
前受会費		100				100		100		0
預り金		120		100		20		20		0
長期借入金		5,000		6,000	1,000				1,000	0
退職給付引当金		900		500		400		400		0
指定正味財産		36,240		30,000		6,240		6,240		0
一般正味財産		3,682		9,104	5,422				5,422	0
合 計	46,242	46,242	45,704	45,704	13,458	13,458				
（キャッシュ・フロー計算書）										
事業活動によるキャッシュ・フロー										
当期一般正味財産減少額								5,422		5,422
未収会費増加額								200		200
建物減価償却費									108	108
建物火災損失									5,892	5,892
什器備品減価償却費									126	126
什器備品売却益								254		254
未払金増加額									200	200
前受会費増加額									100	100
預り金増加額									20	20
退職給付引当金増加額									400	400
指定正味財産からの振替額								360		360
基本財産利息収入									360	360
投資活動によるキャッシュ・フロー										
什器備品購入支出								200		200
減価償却引当資産支出								396		396
什器備品売却収入									500	500

財務活動によるキャッシュ・フロー												
長期借入金返済支出							1,000				1,000	
現金及び現金同等物減少額									126			126
合 計							21,290		21,290		7,832	7,832

(修正記入についての説明)

1. キャッシュの増減を生じない取引 (、 、)
2. キャッシュの増減を生じる取引 (、 、 、)
3. 事業活動に係る資産及び負債の増減 (、 、 、 、)
4. 振替 (、 、)

以 上